

＝札幌市自立支援協議会北区地域部会相談支援部会実施規約＝

(1) 名称

本会は「札幌市自立支援協議会北区地域部会相談支援部会」と呼称する。

(2) 目的

北区地域部会相談支援部会は相談支援に関する制度の理解促進・相談支援専門員の技術向上・関係機関のネットワークづくり等地域福祉の推進・向上に資する活動を行う事を目的とする。

(3) 構成員

- ① 北区相談支援部会は札幌市自立支援協議会北区地域部会の専門部会として設置され、北区内の委託相談支援事業所、指定相談支援事業所等相談支援を行う専門機関に所属する相談支援専門員、行政機関から構成され、相談支援に関わる関係機関をオブザーバーとして加える事ができる。北区地域部会相談支援部会への参加は任意とする。
- ② 北区地域部会相談支援部会は事前の申し出により、広く地域福祉に関わる関係者の傍聴を認める。

(4) 運営体制

① 代表

北区相談支援部会は会員の互選により代表を 1 名置く。代表の任期は 1 年とし、再任を妨げないものとする。代表は北区地域部会運営委員会に活動報告を行うものとする。

② 世話人

北区相談支援部会の構成員及び行政機関から有志により世話人会を設置し、北区相談支援部会の運営について必要な事項の協議を行うものとする。

(5) 活動

北区相談支援部会は定期的に定例会・世話人会を行い下記に挙げる各号に基づいた部会活動を行うものとする。

- ① 北区内の相談支援に従事する相談員が集まり、定期的なケース検討や制度の学習を通し、個々のスキルアップを目指す。
- ② 北区内の相談支援から見えてくる課題等を整理し、解決に向けて様々な視点から協議する。

- ③ 相談支援の制度理解を深めるとともに、当事者、関係機関への周知を促進する取り組みを行う。
- ④ 北区地域の相談支援専門員の相互交流を行い、顔の見える関係づくりを構築する。

(6) 部会運営上の留意事項

北区相談支援部会の構成員は次の各号に留意しなければならない。

- ① 構成員は利用者の自己決定と主体性を尊重しなければならない
- ② 構成員は利用者の権利擁護とエンパワメントに留意しなければならない
- ③ 構成員は障がい者ケアマネジメントの手法を活用して、利用者が抱えている問題の解決に責任を持って取り組まなければならない。
- ④ 構成員は利用者の個人情報について個人情報保護法に基づき守秘義務を負う。
- ⑤ 構成員は関係機関との連携・情報交換に努め、地域ネットワークづくり推進の担い手となるよう努める。
- ⑥ 構成員は相談支援技術の向上を図るために自己研鑽に努める。

附則 この規約は平成 28 年 4 月 1 日から施行する